

商標権	判決年月日	令和7年10月16日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10044号		
引用商標の周知性が認められず、本願商標は商標法4条1項8号、15号及び19号のいずれにも該当しないとした審決の判断が維持された事例				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項8号、15号、19号

(関連する権利番号等) 登録第6643846号商標、登録第1776712号商標、登録第2073760号商標、登録第2110912号商標、登録第2116135号商標

(審決) 無効2024-890023号

### 判 決 要 旨

- 1 本件は、被告が商標権を有する以下の構成からなる本件商標(登録第6643846号。指定商品は、第21類「台所用品(…)…」)の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点(取消事由)は、①引用商標の周知性の判断の誤り、②商標法4条1項15号該当性判断の誤り、③同項19号該当性判断の誤り、④同項8号該当性判断の誤りである。



原告が無効審判請求において本件商標の登録の無効の理由とする引用商標1~4(登録第1776712号商標、登録第2073760号商標、登録第2110912号商標、登録第2116135号商標。まとめて「引用商標」)は、本件商標と酷似する構成を有し、本判決別紙記載の様々な商品を指定商品とするものである。なお、原告は、引用商標は、モーターサイクル・クラブ「KENTAUROS/ケンタウロス」(ケンタウロスクラブ)を題材とした「ケンタウロスの伝説」という漫画や、これを原作とするアニメーション映画により、遅くとも1980年代には全国的な知名度を獲得し、その後も今日に至るまで継続的にメディア露出を重ねてきた結果、少なくとも日本全国のオートバイ愛好家に広く知られていると主張している。

- 2 特許庁は、①引用商標が付された使用商品(Tシャツ、トートバック、ジーンズなど)は、昭和48年に設立された株式会社ケンタウロス(ケンタウロス社)の店舗(ケンタウロスショップ)やインターネットオークションサービスを通じて、販売されているが、

請求人（原告）が提出した証拠によっては、引用商標を使用した使用商品の販売期間、販売数、広告宣伝などに関する事実は明らかでなく、引用商標が、ケンタウロスクラブ及びケンタウロスショップを表示するものとして、また、ケンタウロス社の業務に係る商品を表示するものとして、広く認識されていたものと認めることはできないとした。その上で、②本件商標は、本件商標の権利者がこれをその指定商品について使用しても、その商品の出所について混同を生ずるおそれはないから、商標法4条1項15号に該当せず、③被請求人（被告）において不正の利益を得る意図があったとはいえないから、同項19号に該当せず、④需要者にケンタウロスクラブの名称若しくはその著名な略称を含むものと認識されることはないから、同項8号にも該当しないとして、無効審判請求を不成立とした（本件審決）。

3 本判決は、①ケンタウロスクラブは、漫画やアニメーション映画がきっかけとなって、昭和50年代後半から、オートバイの愛好者を中心として知られており、引用商標も、ケンタウロスクラブないしケンタウロス社を表すものとして、オートバイ愛好家を中心に、ケンタウロスクラブ自体と同程度に知られていたと推認することができるが、本件において、引用商標を付した使用商品の販売期間、販売数、市場におけるシェア、広告宣伝の実情などを認めるに足りる証拠はなく、かえって、当該商品が主に小規模な実店舗（ケンタウロスショップ）においてオートバイ愛好家を中心に販売されていることなどを考えると、引用商標は、ケンタウロスクラブを表示するものとして、あるいは、ケンタウロスクラブないしケンタウロス社の業務に係る商品を表示するものとして、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、周知であったとまでいうことはできないとした（取消事由1）。

その上で、②本件商標は、引用商標とその外観において酷似しているものの、本件商標の指定商品と引用商標の使用商品の関連性はさほど高くないことも考えると、本件商標が上記指定商品に使用された場合、取引者及び需要者において「混同を生ずるおそれ」があるとはいえず、商標法4条1項15号に該当せず（取消事由2）、③被告が、同項19号にいう「不正の目的」をもって本件商標を使用するものであると認めることもできず（取消事由3）、④ケンタウロスクラブは、当事者能力のないバイク愛好家の集団にすぎないといわざるを得ず、同項8号にいう「他人」に該当するということとはできない（取消事由4）として、本件審決の判断を是認した（請求棄却）。